

第6回 グレーゾーン金利とは？

前回、「高い金利で長年返済を続けていた場合、お金が戻ってくることもある」とご紹介しました。

今回は、これについて詳しく説明します。

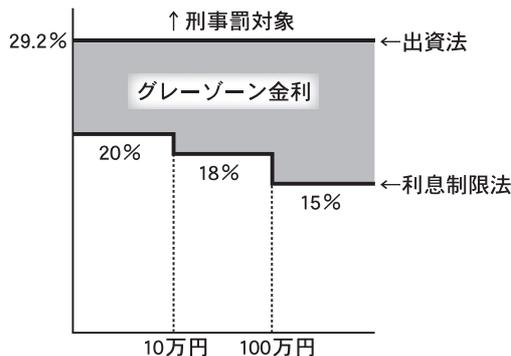
★「グレーゾーン金利」とは

金利の上限は「利息制限法」によって決められています。それとは別に「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」）でも上限が設定されています。「利息制限法」の上限金利は、次のとおりです。

- ↓10万円未満 年20%
- ↓10万円以上〜100万円未満 年18%
- ↓100万円以上 年15%

これに対して「出資法」では、年利29・2%を上限としています。この2つの上限金

利の間を「グレーゾーン金利」というのです。



本来、「利息制限法」の上限を超えた分の利息は無効になります。しかし、違反したら刑事罰の対象となる「出資法」に対し、「利息制限法」の違反については罰則がありません。

また、一定の条件を満たせば「出資法」の上限金利が有効とされる場合があります。これを「みなし弁済」といい、貸金業者の多くは、本来例外的な「みなし弁済」を有効と

して高い金利で貸し付けを行ってきました。

しかし現在、裁判所では適用要件の解釈を厳しくし、「みなし弁済」を否定する判決が相次いで出されています。「みなし弁済」が認められない場合は、「利息制限法」を適用して計算し直すことになりま

す。そして、「利息制限法」を超えて支払っていた利息は元本に充当され、元本が完済された後に支払った分は「過払金」として返還請求ができるのです。

現在、これらの法律は改正され、「みなし弁済」規定は廃止、「出資法」の上限金利が年20%まで引き下げられる予定となっています。

なお、過払金の請求は完済後10年が時効となりますので、お心当たりのある方は早めにご相談ください。

相談窓口

市役所市民課

(☎ 662-3163)

まちの文化財 ⑤2

市立山田風太郎記念館

市立山田風太郎記念館は、作家・山田風太郎氏を通った関宮小学校の跡地に、平成15年に開館しました。生前、山田氏から養父市に15000点の資料を寄贈いただき、建設が実現しました。同氏は完成を心待ちにしておられましたが、平成13年、79歳で逝去されました。

山田氏の本名は山田誠也とい

います。大正11年、関宮村の医師・山田太郎氏の長男として生まれました。その後、関宮小学校に入学し、昭和15年には旧制豊岡中学校を卒業しました。そして昭和19年、関宮の山田医院を受け継ぐため東京医科大学に入学しましたが、大学在学中に江戸川乱歩氏に認められて専業作家の道に進み、戦後日本を代表する作家の一人となりました。

旧関宮小学校の敷地には、創立100年記念に山田氏が子ども達に贈った詞「風よ伝えよ幼き日の歌」を刻んだ記念碑が建っています。

山田氏は関宮のことを、「ふるさととは遠きにありて想うもの」という有名な室生犀星の詩は距

離のことだろうが、私にとっては、それは時間である。昔の関宮がなつかしいのである。その記憶は、ずっとつづいていて、いま関宮に住んで、その間の関宮の変化にいつしか馴染らされてしまった人々よりもおもしろい鮮やかかも知れない」（『昭和前期の青春』）と語っています。

記念館の建物は、山田氏の代表作である明治時代の蔵をイメージした外観です。小さな記念館ですが同氏の生涯を知ることができ

ます。

現在、「山田風太郎の会」が指定管理者となっており、企画展や講演会などを通して、山田氏を育んだ養父市が全国に紹介されています。

(教育委員会社会教育課)



「健康」 ワンポイント アドバイス



保健師
小谷 万里

新型インフルエンザ はなぜ発生する？

インフルエンザを起こすウイルスは、世界中のどこかに常時存在しています。

インフルエンザウイルスは、常に同じ性質を保つわけではなく、突然に変異する特徴があります。鳥インフルエンザウイルスが変異して、人から人へ感染する新しいタイプのウイルスになったとき、新型

インフルエンザが発生します。人間はさまざまな感染症に対して、体の中に抗体を作

って病気を闘っています。新型インフルエンザには、現在誰一人抗体を持っていません。そのため新型インフルエンザは猛威を振るい、世界的大流行を起こすといわれています。これまでもインフルエンザは、約10年から40年ごとに新型が発生しており、過去にも世界的大流行を起こしています。20世紀にも3度の大流行

があり、多くの犠牲者を出しました。

◎ 20世紀に発生した 新型インフルエンザ

名称	死者数
スペインかぜ (1918年)	4,000万人以上
アジアかぜ (1957年)	200万人
香港かぜ (1968年)	100万人

新型インフルエンザの発生はまだ確認されていませんが、鳥インフルエンザが世界的に広がっている状況を考えれば、時間の問題といわれています。混乱を避け、身を守るために、正しい情報の入手が必要です。

★お問い合わせは：
市役所健康課（☎662-13165）



こんにちは 地域包括支援センターです



「介護予防サービス」 の利用について

平成18年の「介護保険制度」の改正により、要介護度の区分が見直され、新たに「要支援1」「要支援2」の区分が設けられ、これまで6段階だった区分が7段階になりました。

また、要介護認定で「要支援1」または「要支援2」と認定された方を対象に、状態を改善し、悪化を防ぐ目的で「介護予防サービス」が新設されました。なぜ介護予防サービスが新設されたのでしょうか。高齢になると若い時に比べて動きにくく

なり、つい出かける機会を減らしてしまつて閉じこもりがちになったり、また自分でできていた家事をヘルパーさんに頼りがちになることなどから、しだいに心身機能が衰えてきます。介護予防サービスは、自分で行うことは自分ですること、心身機能が維持または改善され、自分らしい生活を続けることが可能になるとの考えから始まつたものです。

介護予防サービスの利用については、地域包括支援センターが担当しています。「要支援1」または「要支援2」の認定を受けられた方やご家族と相談しながら、自分らしい生活の実現を目指してサービスを調整していきます。

「介護を受けるほどでもないが、少し生活に不自由さが出てきて困っている」と感じている方は、ぜひ地域包括支援センターにご相談ください。

★お問い合わせ

市役所介護保険課
地域包括支援センター
（☎662-176003）